

(別添)

日病薬発第 2023-88 号
日薬発第 112 号
令和 5 年 7 月 2 4 日

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

一般社団法人 日本病院薬剤師会
会 長 武 田 泰 生



公益社団法人 日本薬剤師会
会 長 山 本 信 夫



薬剤師の処遇改善に関する要望について

平成 24 年 4 月から 6 年制課程を修了した薬剤師が社会に輩出され、医療機関、薬局、医薬品店舗販売業、教育機関、行政、企業など多くの業種で活躍しております。

その中でも、病院薬剤師については、病棟業務をはじめとして外来患者の対応やタスク・シフト／シェアへの対応など、多岐にわたる業務を期待されているものの、全国的な病院薬剤師の不足の解消が喫緊の課題として挙げられております（資料 1）。

現在、勤務薬剤師の給与については、国家公務員にあつては、法律（一般職の職員の給与に関する法律）及び人事院規則の定めに基づき医療職（二）俸給表（以後、医（二）俸給表と略す。）が適用されており、また、国家公務員以外の勤務薬剤師についても、医（二）俸給表に準じて給与が設定されていることが多いことから、国家公務員薬剤師の俸給表は多くの勤務薬剤師の給与に大きな影響を与えております（資料 2）。

わが国の医療において、6 年間の専門教育を必須とする職種は医師、歯科医師、薬剤師となっておりますが、薬剤師の初任給は医師・歯科医師と比較して大きく下回っております（資料 3）。さらに、医師、歯科医師には初任給調整手当が適用されており、採用による欠員の補充が困難な程度に応じて支給要件が細かく設定されておりますが、薬剤師には適応がありません（資料 4）。

過去 10 年の薬系大学卒業生の就職動向を見ると、年々病院・診療所薬剤師に就職する薬学生が減少しており採用が困難な状況になっております。一方で薬局へ就職する薬学生は大きく増加しております（資料 5）。このような現象を引き起こしている主要な要因の一つとして病院と薬局における初任給額の格差が指摘されております（資料 6）。

また、病院薬剤師と薬局薬剤師の給与では、全体として病院薬剤師の年収は薬局薬剤師（管理薬剤師以外）の年収と比較して若干上回りますが、管理薬剤師と比較すると大きく下回ることが報告されております（資料 7）。

従いまして、薬剤師の業務内容や経験に応じた処遇改善の対応が切に必要と考えております。

つきましては、以下の薬剤師の処遇改善に関する要望事項について、格段のご配慮を賜りたくお願い申し上げます。

1. 薬剤師俸給表の創設

2. 薬剤師に対する「初任給調整手当」の適用